

「地方自治法改正に伴う杉並区自治基本条例の改正」に係る 区民等の意見提出手続きの実施結果について

1 区民等の意見提出手続きの実施状況

平成 23 年 9 月 21 日（水）～平成 23 年 10 月 20 日（木）

2 公表方法

広報すぎなみ（9月21日号）

区公式ホームページ

文書による閲覧（政策経営部企画課、区政資料室、区民事務所・分
室、駅前事務所、図書館）

3 意見提出実績

計 3 件（個人 3 件、団体 0 件）《意見項目延べ 7 項目》

郵送	0 件
電子掲示板・メール	2 件
ファックス	0 件
電話	1 件
持参	0 件

4 提出された意見に対する区の考え

別紙のとおり

「地方自治法改正に伴う杉並区自治基本条例の改正について」の修正なし

5 問い合わせ先

杉並区政策経営部企画課企画調整担当

電話 03 - 3312 - 2111 (代表)

区民からの意見と区の方針

(別紙)

番号	区民からの意見(要旨)	区の方針
	【改正についての基本的な考え方への意見】	
1	基本構想の策定に当たっては、従来通り区議会の議決を経て策定することに賛成する。	基本的な考え方に即して進めていきます。
	【その他の意見・質問等】	
2	基本計画及び重要且つ根幹となる部門別計画についても、議会の議決事項とすることを要望する。	行政計画については、基本的に執行機関である区の責任において、区議会の意見を聴きながら策定すべきものと考えています。
3	条例第2条第1号の区民の定義「区内に住み、働き、又は学ぶ人」に、区内在住の外国人は含まれるのでしょうか。また、他の自治体で働いている場合や、学んでいる場合も「区民」となるのか。また、年齢制限はあるのか。旅行者は含まれるのか。	「区内に住んでいる(在住者)」か、「区内の企業や店舗等で働いている(在勤者)」か、「区内の学校で学んでいる(在学者)」か、このいずれかの条件に該当していれば、全て『区民』に含まれます。この条件に合致すれば、外国人や、区内在住者が他自治体に通勤・通学する場合も、『区民』に含まれます。また年齢による制限もありません。尚、一時的に区内に滞在する旅行者は、上記の条件に当てはまらないため、該当しません。
4	条例第2条第2号の事業者の定義「区内において、事業活動をおこなうもの」について、この事業者が杉並区以外でも同じ事業を行っていてもこれに含まれるのか。	含まれます。
5	条例第27条の住民投票の直接請求権者に永住外国人が含まれているが、最高裁判決で外国人参政権は違憲とされているが、それと矛盾しないか。	住民投票の直接請求権者については、「杉並区住民投票の請求に関する規則第2条第2項」において、永住外国人を含めておりますが、住民として国内に永住する方たちですので、特に身近な地域の問題について、関与を認める必要があると判断したものです。 なお、最高裁判決において争点になった「外国人参政権」とは、公職選挙法に基づく選挙権・被選挙権を指すものであり、自治基本条例、および住民投票の請求に関する規則は、この判例に抵触するものではないと考えています。
6	制定準備段階の「杉並区自治基本条例に関する区民懇談会」の委員15名中12名の公募者には外国人は含まれていたのか。	公募にあたり、国籍を応募の要件にしていないことから、公募された方の国籍については把握しておりません。
7	今回の閲覧資料や広報記事の内容が分かりにくかった。	ご指摘を真摯に受け止め、分かりやすい資料作成に努めます。

区民からの意見と区の方考え方

(別紙)

番号	区民からの意見(要旨)	区の方考え方
1	見直し案は適正妥当と思います。	今後も見直し案に即して進めていきます。
2	<p>区の責務についての条例改正は、安全確保、危機管理体制の強化についての見直し が盛り込まれ、昨今の状況を鑑みて、とても満足できる。</p> <p>区民の意見提出に関する条例は、まことに望ましいものだと思う。ぜひ、この新条例をPRし、広く区民に知らせてほしい。</p>	<p>今後も見直し案に即して進めていきます。</p> <p>条例や制度について、広報や区公式ホームページ等を活用し、わかりやすく区民の皆様へお知らせしていきます。</p>
3	<p>自宅のテレビでも区議会の議事を見られるように「杉並ニュース」などで放映することはできないのか？</p> <p>区議と一般区民と意見交換できる場を持ってもらいたい。</p>	ご意見については、区議会にお伝えします。
4	<p>「杉並区自治基本条例の見直しに関する検討結果」について、区民参加の検討のための会議も設置されず、検討段階の会議等の情報が公開された形跡もないのは、自治基本条例そのものの趣旨に大きく反している。区民の区政への参画をパブリックコメントに限定していくことは、参画と協働の後退と考える。</p> <p>検討結果の報告書の末尾に参考資料としてつけられている資料やアンケート結果は18年度までのものが多く、情報不足である。また、過去に公募委員制度やパブコメに参加した人・団体にヒアリングするなどの実態調査等も必要であったと考える。</p> <p>区議会について、二元代表制のもとで運営される区政において、議会のあり方を定めるルール(条例)が必要であると考える。</p> <p>区政運営について、達成状況の把握等は、庁内のみで行うのではなく、第三者や区民の参加を得て、オープンな議論のもとに行うことが必要と考える。</p> <p>「区民等の意見提出手続に関する条例」制定にあたっては、必ず公募委員制度を有効に機能させて検討のための会議を開催することを求める。また、公募の際は応募作文の公表や選定過程の公開などの透明化を図ることを求める。</p>	<p>今回の見直しは、自治基本条例が区議会で議決される際に「一定期間の施行状況を勘案し、必要な措置を講ずる」との趣旨の付帯決議をされたことをふまえて行ったものですので、条例制定時とは異なる手続になるものと考えます。</p> <p>また、今回、区民意見等提出手続を行っておりますので、自治基本条例の趣旨に即した手続を行っております。</p> <p>参考資料は、報告書のまとめに際して参考とした資料を整理したものです。報告書をまとめたのが平成20年3月ですので、その当時の最新情報を掲載しています。</p> <p>また、区民の声は、この間に、区民意向調査や区政モニターアンケートにより聴いてきております。</p> <p>ご意見については、区議会にお伝えします。</p> <p>基本計画等の目標に基づく進行管理は、その進捗状況を区議会に報告し、広く区民に公表しますので、ご意見等があればその中で伺っていただけるものと考えます。</p> <p>条例制定にあたっては、今回、自治基本条例に基づく区民等の意見提出手続を行っております。したがって、新たな会議を設置する考えはありません。</p> <p>公募の委員については、附属機関等の目的・性格をふまえつつ、この間、増やしています。また、応募作文の公表等を行う考えはありません。</p>

番号	区民からの意見(要旨)	区の考え方
4	<p>「区民等の意見提出手続に関する条例」に、次の項目の追加を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民等から寄せられた意見を、案がまとまる前の早い段階で公表した上で、公開の会議や意見交換会などの開催し、第三者が議論を調整し案を確定する。 ・区民意見とそれらの取捨選択の根拠を明示して公表する。 <p>自治基本条例を見直す場合は、必ず公募を含めた公開の検討の場を設置することを追記することを求める。</p> <p>区政全体に関する市民参加（市民参画）を担保するための「市民参加（参画）条例」が必要と考える。自治基本条例の中に、この条例の制定を進めることをうたってほしい。</p>	<p>区民等に意見提出を求める計画等の案は、区の責任でとりまとめたものをお示しすることが基本と考えます。</p> <p>また、区民からいただいた意見に対しては、これに対する区の考えをお示しします。</p> <p>見直す場合については、見直しの内容に応じた対応をしていきます。</p> <p>現在の自治基本条例においても、参画と協働に関する基本的な事項は定めております。今日、それ以上の内容を規定する考えはありません。</p>
5	<p>条例の見直しについて、自治基本条例制定時に区民懇談会で検討したと同様の検討手順がほしかった。</p> <p>「区民等の意見提出手続に関する条例」については、区民意見の区政への反映方法を定めるに際して、現行手続きの「提出意見の取扱い」を改正する必要がある。</p> <p>改正内容としては、現行のように政策・計画決定後にはじめて提出意見と意見への区の回答を公表するのではなく、決定前に提出意見について区民と行政の双方向のコミュニケーションを十分図るため、次の新たな手続きを設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出意見の内容を早い時期にまとめて公表する。 ・提出意見について行政と区民の意見交換の場を設置する。 ・意見の採否決定は公募区民を加え採否理由を公表する。 ・採用意見を反映した作案に公募区民を参加させる。 ・公募区民の募集選考過程の納得性を確保する方法を考える。 	<p>今回の見直しは、自治基本条例が区議会で議決される際に「一定期間の施行状況を勘案し、必要な措置を講ずる」との趣旨の付帯決議をされたことをふまえて行ったものです。条例制定時とは異なりますので、懇談会は設置せず、区民等の意見提出手続により区民の意見を聴くこととしました。</p> <p>主要な計画については、区議会から意見をいただくなど、案作成の前に様々な区民の意見等を反映させるように努めております。そのうえでいただいたご意見のような取組みについては、成案をまとめるまでにさらに時間を必要としますので、難しいと考えます。</p> <p>また、公募委員等による採否の決定については、区民の代表として選挙で選ばれた、行政を自らの責任で執行する立場にある区長や、行政をチェックする立場にある区議会との関係もありますので、考えておりません。委員募集については、適任者を選任するよう工夫してまいります。</p>